

地番などが変わります。

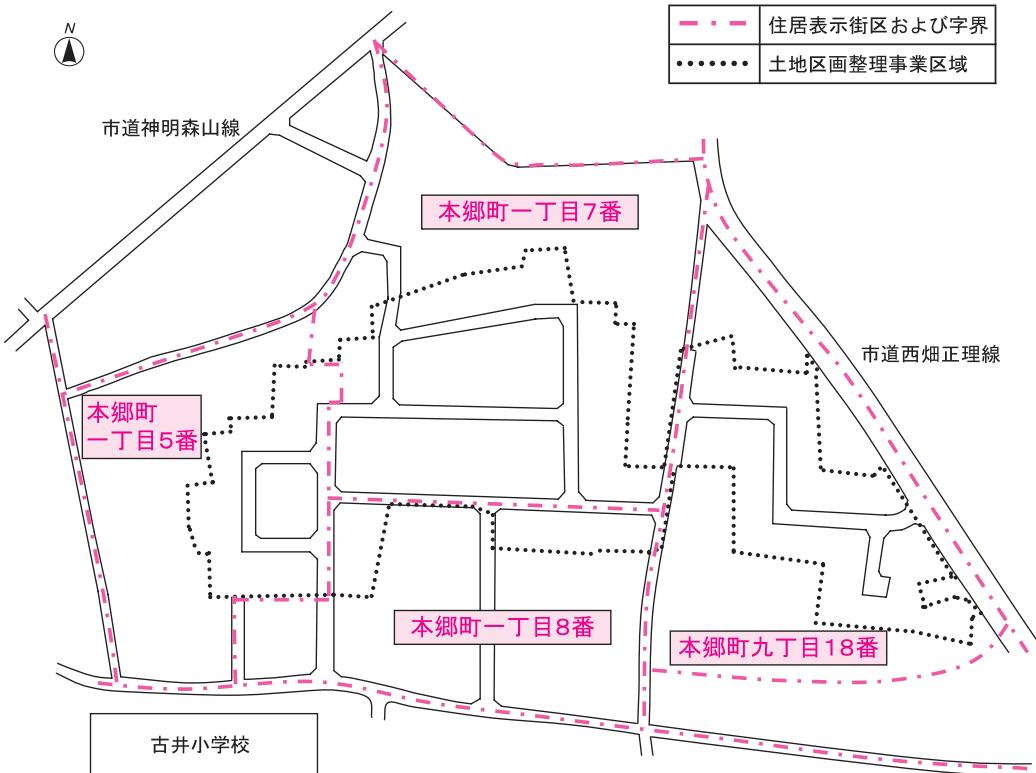
12月1日(土)から、換地処分により、
古井小北地区画整理区域内の字名と地番が変わります。

です
※住民票や戸籍についての手続きは不要
です
(例) 土地・建物の登記簿、自動車運転免
許証など

◇住所・本籍がこの区域内にある人は、
住居番号や地番だけが変わることになります

※土地の場所により変わらない人もいます
※区域内の字名は廃止されます

◇土地の表示は、次のようになります
本郷町〇丁目〇字〇〇番〇〇番〇
本郷町〇丁目〇番〇



12月4日～10日 人権週間

人権は、すべての国民に保障されています。しかし、より幸福な人生を送るためにには、自分の権利ばかりを主張することなく、お互いが相手の人権を尊重し、豊かな人間関係をつくる必要があります。

育てよう 一人一人の 人権意識

—思いやりの心・かけがえのない命を大切に—

市民課 内線 225

■人権擁護委員による
無料相談所開設

◇とき 12月10日(月)
午後1時～4時
◇ところ 中央公民館



都市整備課
内線 257

市民課
内線 225